

# 大阪市地域公共人材バンク運営要綱

制 定 平成25年 8月30日

最近改正 平成27年12月14日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、地域課題を自律的に解決できる地域社会づくりに資することを目的に、多様な活動主体が連携・協働して行う公益を目的とした取組に対して、ファシリテーションなどの手法を用いて支援することができる地域公共人材（以下「人材」という。）を、募集・育成し、地域に派遣する大阪市地域公共人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営にあたり、必要な事項を定める。

## 第2章 登録に関する手続き

### (登録の申請要件)

第2条 登録を申請できる者は、大阪市政改革プランに掲げる「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の趣旨及び大阪市地域公共人材開発事業の目的を理解していることを前提とし、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 大阪市地域公共人材養成プログラム運営要綱に定める大阪市地域公共人材養成プログラムの修了者
- (2) 次の要件を同時に満たす者
  - ア コーディネート・ファシリテーションの実績を有する者
  - イ 市民活動の2年以上の経験を有する者、または、大阪市が実施する新たな地域コミュニティ支援事業の従事者として1年以上従事した者
- (3) 本市に関連する講演や研修等で地域社会づくりに関する内容の講師として、複数回かつそれぞれ異なる内容で業務を引き受けたことのある者
- (4) 前号に該当する者の補助等として活動を行ったことがある者

### (登録の申請)

第3条 登録を希望する者は、大阪市地域公共人材バンク登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、第2条第1号に該当する者の場合は第1号の書類を、第2条第3号に該当する場合は第2号の書類を省略することができるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) レポート（小論文）
- (3) 誓約書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

### (登録の認定)

第4条 前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、大阪市地域公共人材選考会議開催要綱に基づく大阪市地域公共人材選考会議（以下「会議」という。）において意見を聴取したうえで、市長が認定し、人材バンクに登録するものとする。ただし、必要に応じ、選考会議による面接を行うことができるものとする。

(登録の通知)

第5条 前条の規定により登録を決定したときは、大阪市地域公共人材バンク登録決定通知書(様式第2号)により、前条の規定により登録決定にいたらなかったときは、大阪市地域公共人材バンク非登録通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受け、人材バンクに登録を行った者(以下「登録者」という。)には、大阪市地域公共人材バンク登録証(様式第4号)を交付する。

(登録の公表)

第6条 登録者の氏名、所属、職名、専門分野、プロフィール、活動実績などに関する情報は、一般の閲覧に供するため、本人の同意を得たうえで、大阪市ホームページへの掲載等により公表する。

(登録の変更)

第7条 登録者は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、大阪市地域公共人材バンク登録変更届(様式第5号)に変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき
- (2) 当該登録者から取り消しを希望する旨の申出があったとき
- (3) 継続して3年間、本事業に関する活動がなかったとき
- (4) その他、市長が登録の取消しを適当と認めたとき

2 前項の規定により登録を取り消したときは、大阪市地域公共人材バンク登録取消通知書(様式第6号)により、本人に通知するとともに、第6条に規定する登録者に関する情報を抹消する。

### 第3章 派遣に関する手続き

(派遣の対象)

第9条 人材の派遣の対象は、次の各号すべてに該当するグループ・団体とする。

- (1) 大阪市内で公益的な活動を行っている
- (2) 派遣先が大阪市内である
- (3) 人材バンク活用実績(派遣日、グループ・団体名、派遣先所在区名など)の公表を認める

(派遣の申込)

第10条 人材の派遣を申し込む者(以下「申込者」という。)は、大阪市地域公共人材派遣申込書(様式第7号)を、申込者が活動を行っている区(以下「活動区」という。)の区役所を通じて市長に提出するものとする。

(派遣の可否)

第11条 市長は、前条の人材派遣申込書を受け取ったときは、速やかにその内容を審査し、申込内容に沿う人材を派遣する。ただし、申込者への人材の派遣が適当でないとき認めるときは、派遣を行わな

いものとする。

(派遣の通知)

第 12 条 市長は、前条の規定により人材の派遣を承諾するときは、申込者に対して大阪市地域公共人材派遣承諾書（様式第 8 号）により通知する。

2 市長は、派遣する人材を決定したときは、派遣を依頼する人材に対しては大阪市地域公共人材派遣通知書（地域公共人材あて）（様式第 9 号の 1）により、申込者に対しては大阪市地域公共人材派遣通知書（派遣団体あて）（様式第 9 号の 2）により通知する。

3 前条の規定により人材の派遣を行わないときは、申込者に対して、大阪市地域公共人材派遣不承諾書（様式第 10 号）により通知する。

(派遣計画)

第 13 条 人材の派遣を受ける団体（以下「派遣団体」という。）は、大阪市から派遣された人材と調整のうえ、派遣計画（派遣の日時や場所、活動内容などをいう。以下同じ。）を定め、大阪市地域公共人材派遣計画書（様式第 11 号）により遅滞なく市長に届けなければならない。

2 1 回の派遣時間は 1 時間から 3 時間までの間とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

3 派遣団体は、派遣計画の内容に変更が生じたときは、速やかに大阪市地域公共人材派遣計画変更届出書（様式第 12 号）により速やかに市長に届けなければならない。

4 派遣団体は、前項の届出を行うことなく変更を行い、人材に対して著しく損害を与えたときは、派遣費用を負担しなければならない。ただし、正当な理由により届出を行わなかった場合は、この限りではない。

(活動の報告)

第 14 条 人材は、派遣後 10 日以内に、大阪市地域公共人材活動報告書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

(派遣費用)

第 15 条 市長は、前条の活動報告書の内容に基づき、予算の範囲内で人材に対し派遣にかかる報償金を支給する。

2 前項の報償金の支給に関する事項は、市長が別途定める。

## 第 4 章 雑則

(個人情報の取扱い)

第 16 条 人材バンクの運営にあたって入手した個人情報は、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(庶務)

第 17 条 人材バンクに関する庶務は、大阪市市民局地域力担当が行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成27年12月14日から施行する。

(様式第1号)

## 大阪市地域公共人材バンク登録申請書

大阪市長

	平成 年 月 日
住所	〒
ふりがな 氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

大阪市地域公共人材バンクへの登録を希望しますので、次の書類を添えて申請します。

- 1 履歴書
- 2 レポート（小論文）
- 3 誓約書

※ なお、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第2条第1号に該当する者の場合は「1 履歴書」を、第2条第3号に該当する場合は「2 レポート（小論文）」を省略することができます。

(参考) 大阪市地域公共人材バンク運営要綱 第2条 登録の申請要件

確認事項（確認されましたら、□にチェックを入れてください。）

- 私は、大阪市政改革プランに掲げる「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の趣旨及び大阪市地域公共人材開発事業の目的を理解しています。

要件の確認（該当する要件の□にチェックを入れてください。）

- 大阪市地域公共人材養成プログラム運営要綱に定める大阪市地域公共人材養成プログラムの修了者（第2条第1号）
- コーディネート・ファシリテーションの実績を有する者であり、市民活動の2年以上の経験を有する者（第2条第2号）
- コーディネート・ファシリテーションの実績を有する者であり、大阪府が実施する新たな地域コミュニティ支援事業の従事者として1年以上従事した者（第2条第2号）
- 本市に関連する講演や研修等で地域社会づくりに関する内容の講師として、業務を引き受けたことのある者（第2条第3号）
- 前号に該当する者の補助等として活動を行ったことがある者（第2条第4号）
- ※ 記に第2条第3号該当登録者の推薦を受けること。

※ 上記申請者を地域公共人材として推薦する。

登録番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(第2号様式)

大市民第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市地域公共人材バンク登録決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市地域公共人材バンク登録申請については、下記のとおり登録を決定したので、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第5条の規定により通知します。

記

1 登録年月日

平成 年 月 日

2 地域公共人材登録番号

登録番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

3 条件

登録は、次のとおり能力を評価して行うものとします。

ファシリテーション：

なお、登録された人材の役割は、地域公共人材派遣通知書により通知された業務の実施となります。

【基準】

ファシリテーション

- 上級 . . . . . 能力が高く、地域の高度な課題に対応できる。
- 中級 . . . . . 能力を一定備えており、地域で活動できる。
- 初級 . . . . . 能力が発展過程にあり、上・中級者の支援のもとで活動できる。

専門的な能力

ファシリテーション能力のほか、大阪市地域公共人材として地域を支援するうえで用いることができる専門的な能力をいう。

「有」と認められる場合は、その分野を示して記載する。

なお、他の地域公共人材に対してアドバイスを行うことができる者を「指導者クラス」として別途定める。

(第3号様式)

大市民第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市地域公共人材バンク非登録通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市地域公共人材バンクへの登録申請については、登録決定にいたらなかったため、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第5条の規定により通知します。

		登録番号	000-00
<b>大阪市地域公共人材 登録証</b>			
写 真	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	登録日	平成	年 月 日
	発行日	平成	年 月 日
上記の者は、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第4条に基づき登録された大阪市地域公共人材であることを証する。			
大阪市長			

(表)

**<注意事項>**

- 1 記載事項を無断で訂正したものは無効とする。
- 2 第3者に貸与し、また譲渡してはならない。
- 3 大阪市地域公共人材として活動を行うときは常に携行し、提示を求められた時はそれに応じなければならない。
- 4 紛失または汚損したときは、すみやかに大阪市民局へ届け出なければならない。
- 5 大阪市地域公共人材としての資格を失ったときは、すみやかに返却しなければならない。

(裏)



(様式第5号)

## 大阪市地域公共人材バンク登録変更届

大阪市長

平成 年 月 日	登録番号 ー
住 所	〒
ふりがな 氏 名	
連絡先電話番号	

次のとおり、登録内容に変更が生じたので届け出ます。

変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

(様式第 6 号)

大市民第 号  
平成 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市地域公共人材バンク登録取消通知書

大阪市地域公共人材バンク運営要綱第 8 条の規定により、下記のとおり登録を取消します。

記

1 登録取消年月日

平成 年 月 日

2 登録を取り消した地域公共人材

登録番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

3 取消事由

(様式第7号)

大阪市地域公共人材派遣申込書

大阪市長

			平成 年 月 日
(フリガナ) 申込団体名称		(フリガナ) 代表者氏名	
所在地	〒		
(フリガナ) 連絡先氏名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

◎ 確認事項 大阪市地域公共人材バンク運営要綱 第9条 派遣の対象  
※確認されましたら、□にチェックを入れてください。

大阪市内で公益的な活動を行っています。(主な活動\_\_\_\_\_)

派遣先は大阪市内です。(派遣先\_\_\_\_\_)

人材バンク活用実績(派遣日、グループ・団体名、派遣先所在区名など)の公表を認めます。

大阪市地域公共人材の派遣について、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第10条の規定により、次のとおり申込みます。

記

- 1 派遣を希望する理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 2 希望する人材のスキル \_\_\_\_\_  
(※希望人材がいる場合：登録番号\_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_)

(区役所記入欄)

受付日	受付区	担当課	担当者名	電話番号

(様式第 8 号)

大市民第 号  
平成 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市地域公共人材派遣承諾書

平成 年 月 日付けで申込のあった大阪市地域公共人材の派遣について承諾しますので、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第 12 条第 1 項の規定により、通知します。

(様式第9号の1)

大市民第 号  
平成 年 月 日

登録番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 様

大阪市長

大阪市地域公共人材派遣通知書

大阪市地域公共人材バンク運営要綱第11条の規定により下記のとおりあなたを派遣しますので、同要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 派遣先団体名 \_\_\_\_\_ )  
(所在地 \_\_\_\_\_ )
- 2 派遣内容

(様式第9号の2)

大市民第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

大阪市長

大阪市地域公共人材派遣通知書

大阪市地域公共人材バンク運営要綱第11条の規定により下記のとおり地域公共人材を派遣しますので、同要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 派遣する地域公共人材

登録番号 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

(様式第 10 号)

大市民第 号  
平成 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市地域公共人材派遣不承諾書

平成 年 月 日付けで申込のあった、大阪市地域公共人材の派遣について、次の理由により承諾しないこととしたので、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第12条第3項の規定により、通知します。

(承諾しない理由)

大阪市地域公共人材派遣計画書

大阪市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

大阪市地域公共人材バンク運営要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり派遣計画を定めましてので報告いたします。

なお、本書に記載した事項（派遣日または内容）について変更がある場合は速やかにその旨を報告いたします。

派遣承諾番号 平成 年 月 日付大市民第 号

派遣先団体名 \_\_\_\_\_

【派遣日時及び活動内容】

回次	日 時	内 容	参加者数 (見込)	特記事項
第 1 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 2 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 3 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 回	平成 年 月 日 : ~ :			

(※注) 大阪市が経費を負担する派遣の対象は、企画会議や外部も含む関係者の合意形成を図る場に限るものとする。



(様式第 12 号)

平成 年 月 日

大阪市地域公共人材派遣計画変更届出書

大阪市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

大阪市地域公共人材バンク運営要綱第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり派遣計画を変更いたしますので報告いたします。

派遣承諾番号 平成 年 月 日付大市民第 号  
派遣先団体名 \_\_\_\_\_

【派遣日時及び活動内容】 ※変更した部分に下線を引くこと。

回次	日 時	内 容	参加者数 (見込)	特記事項
第 1 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 2 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 3 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 回	平成 年 月 日 : ~ :			
第 回	平成 年 月 日 : ~ :			

(※注) 大阪市が経費を負担する派遣の対象は、企画会議や外部も含む関係者の合意形成を図る場に限るものとする。

(様式第 13 号)

平成 年 月 日

大阪市長

登録番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

大阪市地域公共人材活動報告書

平成 年 月 日付け大市民第 号にて通知を受けた派遣について、大阪市地域公共人材バンク運営要綱第 14 条の規定により、下記のとおり活動を報告します。

記

- 1 派遣日時 平成 年 月 日 ( ) : ~ :
- 2 派遣場所 \_\_\_\_\_
- 3 参加人員 \_\_\_\_\_人
- 4 活動内容 (当日使用した資料等があれば、別途添付すること)